

島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱

（通則）

第1条 「島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）（以下「補助金」という。）」の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）及びこの島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「令和2年7月豪雨」とは、令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）により指定された特定非常災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

4 この要綱において、「中堅企業」とは、中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者をいう。

5 この要綱において、「みなし中堅企業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

（1）発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の中堅企業が所有している中小企業者

（2）発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の中堅企業が所有している中小企業者

（3）中堅企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

6 この要綱において「中小企業者等」とは、第2項に規定する「中小企業者」、第3項に規定する「小規模企業者」、第4項に規定する「中堅企業」、第5項に規定する「みなし中堅企業」をいう。

7 この要綱において「特定被災事業者」とは、次の各号のいずれの要件にも該当する事業者をいう。

（1）新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者

（2）過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者

ア 事業用資産への被災が証明できる事業者

イ 災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者

（3）過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある

事業者

(4) 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者

(5) 令和2年7月豪雨により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

8 この要綱において「復興事業計画」とは、令和2年7月豪雨により被災した中小企業者等の施設又は設備の復旧又は復興のために、県が策定する中小企業施設等災害復旧費補助金復興事業計画をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、令和2年7月豪雨による災害により被災した中小企業者等が県の復興事業計画に沿って行う事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)に基づく中小企業支援事業の実効性を確保するとともに、地域経済の基盤となる中小企業者等の被災からの再建を促進し、もって災害によって毀損した地域経済の持続可能性の回復を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象となる中小企業者等は、県内に事業所を置く中小企業者等とする。

2 補助金の補助対象となる経費は、中小企業者等の施設又は設備であって、令和2年7月豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業者等が復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設若しくは設備の復旧・整備に要する経費(以下「補助対象経費」という。)であって、知事が補助の対象としたものとする。

3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設又は設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。

4 前2項における補助対象経費については、別表第一のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の補助対象者別の補助率及び上限額は、別表第二のとおりとする。

(補助金の要件)

第6条 知事は、規則第4条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、次の各号のいずれの要件にも該当するものであるかを審査するものとする。

(1) 中小企業者等の施設又は設備であって、令和2年7月豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、県が作成する復興事業計画に基づき、事業を行うのに不可欠な施設若しくは設備の復旧・整備のための事業であること。

(2) 中小企業者等の独立性及び自主的努力に影響を与え、市場の競争環境を歪めることなく、講じようとする施策が県民生活及び社会経済に影響を及ぼすことが認められる事業であること。

2 中小企業者等は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であって、補助金の交付対象である被災施設等を対象として、自然災害(風水害を含む。)による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意すること。ただし、小規模企業

者にあっては、この限りではないが、令和2年7月豪雨で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に代わる取組を実施すること。

(1) 中小企業者については、付保割合30パーセント以上

(2) 中堅企業及びみなし中堅企業については、付保割合40パーセント以上

3 中小企業者等は、損害保険契約の締結その他の事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、自然災害が発生した場合における対応手順の決定その他の事業活動に対する影響の軽減を図ることにより、自然災害が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化に努めること。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の補助金交付申請書は、別記様式第1号によるものとする。

2 規則第4条第1項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 中小企業者等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、消費税等仕入控除税額(当該補助金に係る補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 次の各号のいずれかに該当する中小企業者等は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。(2)において「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員((2)において「暴力団員」という。)

(2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 島根県において県税(地方消費税を除く。)の未納の徴収金(納期が到来していないものを除く。)がある者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合

ア 風俗営業(第1項)

(同項第1号に規定する料理店及び同項第5号に規定する遊技設備を除く。)

イ 性風俗関連特殊営業(第5項)

5 知事は、前項第1号及び第2号に規定する暴力団員又は暴力団等に関する事項について、警察本部長あて照会することができる。

(交付の決定)

第8条 知事は、規則第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、別記様式第2号により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前条第3項の規定により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 知事は、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、第17条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

5 知事は、中小企業者等が、県が策定した復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備であって、令和2年7月豪雨による災害発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、県において写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第三に定める軽微な変更該当する場合は、この限りでない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第4号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、第1項の知事の承認について準用する。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

2 補助事業者は、前項の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、経済産業省及び島根県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、都道府県知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方

とすることができる。

- 3 都道府県知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省及び島根県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は都道府県知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第17条第1項の規定による確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条第1項又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条第1項若しくは債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に既定する者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害することを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の交付決定の変更を行うことがあり、この場合において、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、及び当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の規定に基づき、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったとき

は、速やかに別記様式第6号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 規則第10条の実績報告書は、別記様式第7号によるものとする。

2 規則第10条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業実績書

(2) 第6条第2項で定める保険又は共済への加入等を証明する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書について、補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から起算して15日を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 補助事業者は、補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月9日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、規則第11条の規定に基づき、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条第1項の承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第8号により補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第19条 補助金は前条第1項に規定する交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書(別記様式第9号-1)を知事に提出しなければならない。

3 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、補助金概算払申請書(別記様式第9号-2)及び補助金概算払請求書(別記様式第9号-3)によるものとする。

4 第2項及び第3項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第10号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第21条 知事は、第12条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要綱又は法令、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第17条第3項の規定は、第2項の補助金の返還について準用する。

(財産の管理等)

第22条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に知事が別に定める財産管理台帳を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、規則第13条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 規則第13条第2項に定める財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)に準ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産

等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第11号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 知事は、規則第13条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第24条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは、情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち中小企業者等その他の第三者の秘密情報(中小企業者等が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含む。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、又は漏えいをしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)においても有効とする。

(その他必要な事項)

第25条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月8日から施行し、令和2年7月豪雨の被害について適用する。

別表第一

補助対象経費	内 訳
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業者等の資産として計上するもの
宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備にかかる費用

- ・上記の施設又は設備の復旧又は整備に要する経費には、施設又は設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要な新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費も含む。また、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、令和2年7月豪雨による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- ・上記別表第一の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・災害保険・共済の対象である施設又は設備については、その給付金又は保険金を補助対象経費から控除する。

別表第二

補助対象経費	補助対象者	補助率（※1）	上限額
別表第一の経費	島根県の中小企業者及び小規模企業者	補助対象経費の4分の3以内	3億円
	島根県の中小企業者及び小規模企業者以外	補助対象経費の2分の1以内	
	特定被災事業者（※2）	補助対象経費のうち1億円までは定額（ただし、補助対象経費が1億円を超えるときは、当該補助対象経費のうち1億円までは定額、補助対象経費から1億円を控除した額については、中小企業者及び小規模企業者にあつては4分の3以内、中小企業者及び小規模企業者以外は2分の1以内）	

（※1）1円未満切り捨て

（※2）定額部分を含めて上限額は3億円である。

別表第三

区 分	軽 微 な 変 更 の 内 容
経費の配分の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費全体の30パーセント以内の減少となる変更を行う場合 ・ 別表第一に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の30パーセント以内の経費を流用する場合
事業の内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合 ・ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

年 月 日

島根県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

印

代表者職氏名

令和 年度島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）
交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いますので、島根県補助金等交付規則第4条第1項及び島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第7条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

なお、補助事業計画書及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | | | |
|---------------|---|---|------------|
| （1）補助事業に要する経費 | 金 | 円 | |
| （2）補助対象経費 | 金 | 円 | |
| （3）補助金交付申請額 | 金 | 円 | （1円未満切り捨て） |

2 補助事業の目的及び内容

（別紙「補助事業計画書」のとおり）

3 補助事業に要する経費の配分

（別紙「補助事業計画書」のとおり）

4 補助事業完了予定期日

令和 年 月 日

（注）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

番 号
年 月 日

名称

代表者

殿

島根県知事

令和 年度島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のありました標記の補助金については、島根県補助金等交付規則第5条の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで申請があった令和 年度中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助事業に要する経費、補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、申請書の記載のとおりとします。
4. 島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第11条第1項ただし書に規定する補助事業の内容及び経費の配分の変更のうち軽微な変更とは、前記1.により定められた事業内容のうち、補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合とします。
5. 補助事業者は、交付要綱第1条に掲げる法令等及び交付要綱で定めるところに従わなければなりません。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 規則第14条第1項若しくは第2項の規定交付要綱第20条第1項の規定による交付決定の取消し、規則第15条第1項の規定による補助金等の返還又は規則第16条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 本県の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。

年 月 日

島根県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名） 印

代表者職氏名

令和 年度島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）

変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第11条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 補助金等交付申請額 金 円（1円未満切り捨て）
（前回までの申請額 金 円）

2 計画変更の理由

添付書類

- 1 補助事業変更計画書
- 2 知事が必要と認める書類

年 月 日

島根県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

印

代表者職氏名

令和 年度島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）
に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第12条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 事業の概要
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

別記様式第5号（第14条関係）

年 月 日

島根県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

印

代表者職氏名

令和 年度島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）
遅延等報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第14条の規定に基づき、補助事業の遅延（事故）について下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 遅延（事故）の理由及び原因
- 4 遅延（事故）に係る金額 円
- 5 遅延（事故）に対してとった措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延又は事故の理由を立証する書類を添付すること。

別記様式第6号（第15条関係）

年 月 日

島根県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

印

代表者職氏名

令和 年度島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）
状況報告書

島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 補助対象経費の区分別収支概要

補助対象経費	交付決定日	交付決定額	概算払年月日	概算払金額

- 3 補助事業の完了予定日

別記様式第7号（第16条関係）

年 月 日

島根県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

印

代表者職氏名

令和 年度中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）

実績報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を完了（廃止）しましたので、島根県補助金等交付規則第10条及び島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第16条第1項の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 補助事業実績書
- 2 第6条第2項で定める保険又は共済への加入等を証明する書類
- 3 知事が必要と認める書類

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

別記様式第8号（第17条関係）

番 号
年 月 日

名称
代表者 殿

島根県知事

令和 年度島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）
交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告がありました、島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）については、島根県補助金等交付規則第11条及び島根県中小企業施設等災害復旧補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

別記様式第9号-1 (第18条関係(精算払))

年 月 日

島根県知事 殿

(申請者)

住 所

名称(氏名)

印

代表者職氏名

令和 年度島根県中小企業施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援事業)
精算払請求書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金に
ついて、島根県中小企業施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援事業)交付要綱第
18条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 金 _____ 円

(補助事業の状況)

- 1 交付決定額 円
- 2 補助金確定額 円
- 3 概算払受領済額 円
- 4 残 額 円
- 5 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

口座 振替 先	金融機関名		支店名	
	預金種別	1 普通	2 当座	
	口座番号			
	口座名義			

別記様式第9号-2 (第18条関係)

年 月 日

島根県知事 殿

(申請者)

住 所

名称 (氏名)

印

代表者職氏名

令和 年度島根県中小企業施設等災害復旧費補助金 (なりわい再建支援事業)
概算払申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった島根県中小企業施設等災害復旧費補助金 (なりわい再建支援事業) を下記のとおり概算払くださるよう島根県中小企業施設等災害復旧費補助金 (なりわい再建支援事業) 交付要綱第18条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

今回申請額 金 円 (1円未満切り捨て)

補助事業に 要する経費	交付決定額	今回概算払 申請額	残 額
円	円	円	円

概算払を必要とする理由

添付書類

- 1 島根県中小企業施設等災害復旧費補助金 (なりわい再建支援事業) 概算払請求書
- 2 領収書 (写) 等の支払額が確認できる書類

別記様式第9号-3 (第18条関係 (概算払))

年 月 日

島根県知事 殿

(申請者)

住 所

名称 (氏名)

印

代表者職氏名

令和 年度島根県中小企業施設等災害復旧費補助金 (なりわい再建支援事業)
概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、島根県中小企業施設等災害復旧費補助金 (なりわい再建支援事業) 交付要綱第18条第3項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

(補助事業の状況)

- 1 交付決定額 円
- 2 今回請求額 円
- 3 残 額 円
- 4 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

口座振替先	金融機関名		支店名	
	預金種別	1 普通	2 当座	
	口座番号			
	口座名義			

別記様式第10号（第19条関係）

年 月 日

島根県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

印

代表者職氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（交付要綱第17条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

別記様式第11号（第22条関係）

年 月 日

島根県知事 殿

（申請者）

住 所

名称（氏名）

印

代表者職氏名

令和 年度島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）
財産処分承認申請書

令和 年度において、島根県中小企業施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）において取得した財産を、下記のとおり処分したいので、交付要綱第22条第3項の規定に基づき、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）
- 4 処分の理由